

変更前仕様

「時間外執務要請届 (OSA)」業務にて、届出時間帯 (※1) を届出先官署の開庁時間内に指定した場合、エラーとなります。

変更後仕様

「時間外執務要請届 (OSA)」業務にて、届出先時間帯を届出先官署の開庁時間内に指定した場合であっても、指定した時間が一般執務時間以外の時間帯 (※2) であれば、正常終了するように変更されます。

ex. 申告官署が東京税関本関 (24H官署)、蔵置官署が大井出張所の場合、大井において時間外検査が必要となったとしても、申告官署の開庁時間に関わらず、指定した時間が一般執務時間以外の時間帯であれば、OSA業務は正常終了します。

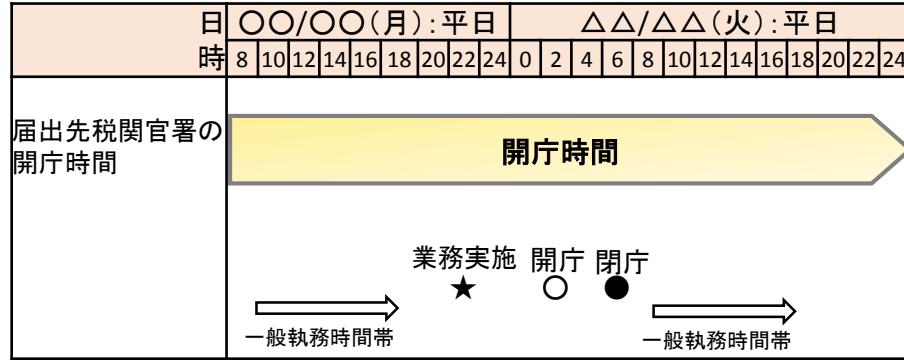
※1 「時間外執務要請届 (OSA)」業務にて入力する開庁開始年月日・時刻及び開庁終了年月日・時刻。

※2 一般執務時間以外の時間帯: 一般執務時間 (平日 8:30-17:00) を除いた時間帯であり、具体的には
平日は 8:30-17:00 以外 (8:30, 17:00 を含む)、土日祝日は 0:00-23:59 (24時間入力可能) をいう。

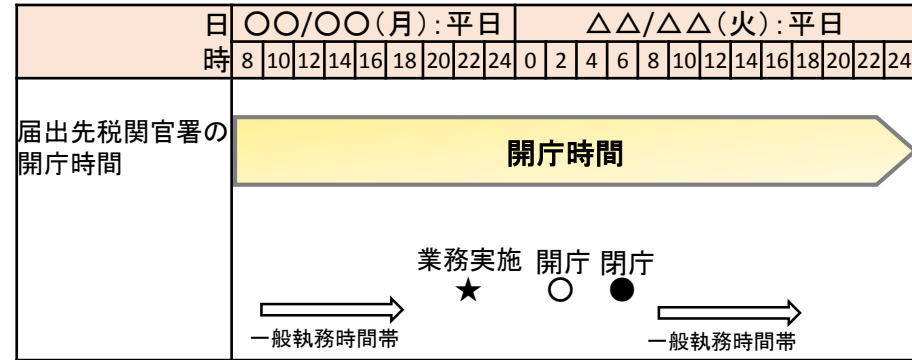
◆仕様変更前後の入力例

- ① 届出先官署設定【開庁時間:24時間】とし、OSA業務実施時間を〇〇/〇〇(月)22:00、届出時間帯を開庁時間△△/△△(火)2:00、閉庁時間△△/△△(火)6:00と指定した場合

【変更前仕様】**入力不可**

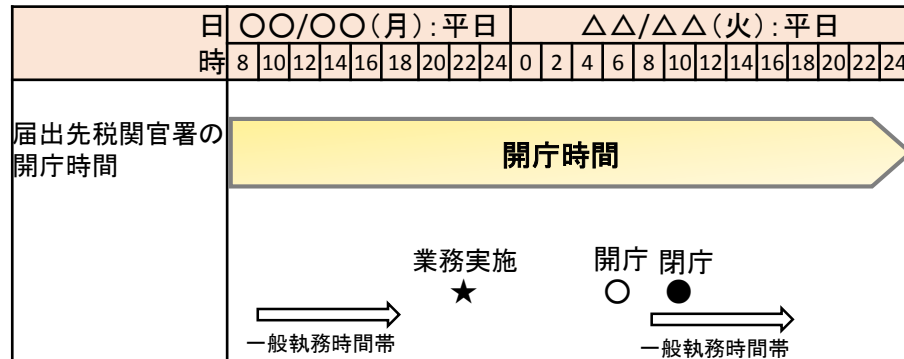


【変更後仕様】**入力可能**



- ② 届出先官署設定【開庁時間:24時間】とし、OSA業務実施時間を〇〇/〇〇(月)22:00、届出時間帯を開庁時間△△/△△(火)6:00、閉庁時間△△/△△(火)10:00と指定した場合

【変更前仕様】**入力不可**



【変更後仕様】**入力不可** (届出時間帯が一般執務時間帯内であるため。)

